

竹原市総務文教委員会

令和2年2月20日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第14号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案
- 2 議案第15号 竹原市公告式条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第16号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第17号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第18号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第21号 久保谷奨学金基金条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第24号 竹原市奨学金基金条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第26号 中国生コンクリート奨学金基金条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第29号 アヲハタ奨学金基金条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第30号 特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第32号 竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第35号 竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第36号 令和元年度竹原市一般会計補正予算（第4号）
- 14 議案第38号 令和元年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）

(その他)

- 1 今後の所管事務調査について
 - (1) 次回委員会の開催について
 - (2) 閉会中の継続審査の申出について

(令和2年2月20日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
松 本 進	出 席
吉 田 基	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
井 上 美 津 子
堀 越 賢 二
竹 橋 和 彦

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	岡 元 紀 行
財 政 課 長	向 井 直 毅
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
教育委員会教育振興課長	堀 川 ちはる
教育委員会学校教育課長	吉 本 康 隆
監 査 委 員 事 務 局 長	品 部 義 朗

午前9時57分 開会

委員長（今田佳男君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第1回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、職員の給与条例あるいは奨学金基金あるいは本年度の一般会計補正予算など14の議案について担当から説明させていただきます。どうか慎重な審議のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第14号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案を議題とします。

本議案につきましては、地方自治法第243条の2第1項の規定により定めるものであり、同条第2項の規定により議会はこの条例の制定、改廃に関する議決をしようとする時はあらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされております。よって、議長から監査委員に意見を求めた結果、その回答が提出されておりますので、配付しております。

審査の流れでございますが、総務課長による議案説明の後、監査委員事務局長からの報告を受け、質疑応答となりますので、御了承のほどよろしくお願いたします。

済みません。中国新聞の山田記者より傍聴許可申請が出ておりますが、許可してよろし

いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 許可します。

済みません。よろしくお願いします。

それでは、提案者の説明を求めます。

総務課長、お願いします。

総務課長（岡元紀行君） 議案第14号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案について御説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案参考資料の23ページをごらんください。

議案第14号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の23ページで説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

本案は、地方自治法の一部が改正されまして、条例で定めることによりまして市長等の損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされたため、必要事項を定めるものでございます。

提案の内容につきましては、市長等が損害賠償の責任に問われた場合にありましてその職務を行うに当たって善意でかつ重大な過失がない場合は、地方自治法施行令で定める基準給与年額、具体には損害賠償の原因となった行為を行った日を含む会計年度におきまして在職中に支給された、または支給されるべき給与額を基準給与年額といたしまして、その基準給与年額に下表に定めます一定の数に乗じて得た額、これを超える額については免責をするというものでございます。職と乗じる数につきましては、市長につきましては乗じる数6、いわゆる6倍でございます。副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員会の委員、監査委員については4、公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、地方公営企業の管理者については2、上記以外の職員については1ということになっております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

議案第14号についての説明は以上でございます。

委員長（今田佳男君） 続いて、監査委員からの回答について報告を求めます。

監査委員事務局長。

監査委員事務局長（品部義朗君） では、お配りさせていただいております監査委員から

の回答書を、済みませんがお願いいたします。

令和2年2月19日、竹原市議会議長大川弘雄様。

竹原市監査委員小川浄慈、竹原市監査委員井上美津子。

条例案に係る意見について回答。

令和2年2月18日付け竹議会第11号で意見を求められた次の条例案については、適当と認めます。

議案第14号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 先ほど説明がありまして、損害賠償の分で例えば市長でいえば基準給与年額の6倍を超えた分が免責ということで、要するに具体的に支払うというのですかね、この基準給与年額に6倍掛けた金額というのはどれぐらいになるのかというのをちょっと教えていただきたいと。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 基準給与年額ということでございます。こちらにつきましては、市長のいわゆる給料の年収額及び期末手当、こちらが該当いたします。その年間に支払われた給与年額に6倍ということでございます。

委員長（今田佳男君） そのベースになる金額が幾らかということで。

総務課長（岡元紀行君） 市長の給与額が月額で81万5,000円でございます。その12カ月、そして期末手当が現在4.45月ということとなりますので、それを加えたものが基準年額ということで御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 次の質問は、ここに今説明があったようにそういった職務を行うについて善意かつ重大な過失がない場合というようなことがあります。そこは極めて曖昧といたしますか、ちょっとわかりにくいので、具体的に善意がない場合とか重大な過失がない場合という、こういう場合は善意がないという判断で対応するよという、その具体的なその目安といいますか基準というのがあれば教えていただきたい。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君）　こちらは、今回地方制度調査会の方から地方公共団体の長などの施策遂行に住民訴訟が及ぼす萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長等への追及のあり方について見直しを行うことが必要であるとの答申を受けて、このたび条例ができたものでございます。具体的な事案につきましては、個別の話と状況となると思いますので、この場でこういったところというのは特に我々の方ではまだ事案としては持っておりませんので、御理解ください。

以上でございます。

委員長（今田佳男君）　松本委員。

委員（松本　進君）　今の答弁を聞いても、何が善意ではないのかとか重大な過失に当たるのかとか、そこがちょっと極めて不明確ですね。

それで3点目の質問で終わりたいと思うのですけれども、例えば市長とか執行機関が行ったことに対して今いろいろ住民の訴えがあって、これで損害してくれということに対して、この条例というのはそういう損害額に対して執行機関自らが、地方自治法の改定もあるのですが、これだけ免除しますよと、いわゆる自分が犯したといたらおかしいけど、自分が発生した原因の金額に対して、責任の金額に対して、自らその給料の6割までそれを超える分はもう払いませんよと、免責できますよということの提案ですよ。

委員（山元経穂君）　6割じゃないよ。

委員（松本　進君）　6倍の分でそれを超えた分は免責ですよということになりますよね。ですから、質問というのは、市長なら市長、いろいろ市の職員が犯したそういった分に対して自らこういう免責、これを超える分は免責しますよということについて、何か違和感があるのですね、住民訴訟の立場から見たら。そこなんかは何かいろいろ協議とか検討されていますか。要するに、自ら執行機関、職員とか市長とかあるけども、そういった自ら起こした分、損害が発生した損害に対しての訴えが起こって、例えばこれで1億円が確定して払ってくださいよという損害賠償が起こった場合に、給与がちょっと金額は出まらなかったけど基準年額の6倍を超えた分は免責になるということですから、執行機関が起こした市長なら市長でもいいのですが、例えば市長が起こしたそういった責任の損害に対して自らこれを超えた分は免責しますよという、そのことに対して住民から見たら違和感があるわけですね。そこは何か協議されていますかということだけ、ちょっと聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君）　総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 本条例案については、その制定自体は市長等が住民訴訟による損害賠償請求があった場合、これは市長に対して職務遂行に係る判断ミスに重い損害賠償が課せられる可能性があるということがございます。しかし、そのために市長等が積極的に職務を遂行するに当たりまして萎縮するのではないかと、この萎縮効果を低減させるためというものがもとにごございます。今の市長については6という数字でございまして。こちらにつきましては、民間の企業でございまして会社法に規定をされております株主代表訴訟における役員等の株式会社に対する損害賠償の一部免除、こちらを参考として定めているものでございまして。ちなみに、代表取締役または代表執行役については6、それ以外の代表取締役以外の取締役または代表執行役以外の執行役については4、取締役会計参与、監査関係法人については2と、こちらの数値を参考に定められているものでございまして、これにあわせた形での制度ということでございます。お願いします。

委員長（今田佳男君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、監査委員事務局長は退出いただいて結構です。

では、次に参ります。

議案第15号竹原市公告式条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の17ページ、議案参考資料では25ページでございまして。そちらをごらんください。

議案第15号竹原市公告式条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の方で御説明をさせていただきます。

まず、提案の要旨につきましては、本案は条例など教育委員会の規則の公布でありますとか選挙管理委員会の公示を含みますが、そうしたものを公布する際の掲示場につきましてその場所を改めようとするものでございまして。

改正の内容でございまして、掲示場の場所につきましては以下の4カ所、竹原市役所、竹原市役所忠海支所、竹原市役所吉名出張所及び竹原市役所荘野出張所の各掲示場とするものでございまして。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からでございます。

議案第15号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手の上、一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第16号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の19ページ、議案参考資料の27ページをごらんください。

議案第16号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の方で御説明をいたします。

まず、1の提案の要旨でございます。

本案は、人事院の令和元年8月7日付けの給与改定に関する勧告等を考慮いたしまして職員の給料月額等を改定するとともに職務表の見直しを行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、1点目といたしまして職員の給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げを実施するものでございます。

2点目といたしまして、勤勉手当につきまして年間の支給割合を0.05月引き上げるものでございます。これによりまして、期末勤勉手当の合計年間支給割合が現行の4.45月から4.5月となるものでございます。

内訳を御説明をいたします。表の方をごらんください。

まず、表の左側の中ほどでございます令和元年分の改正といたしまして、令和元年12月の勤勉手当を現行の0.925月から0.975月に0.05月引き上げます。また、令和2年度の改正といたしまして、令和2年6月の勤勉手当を現行の0.925月から0.95月に引き上げまして、さらに令和2年12月の勤勉手当を令和元年12月の0.975月から0.95月に下げ、合計で4.5月となるよう均衡を図るものでございます。これは、令和元年度の改正で6月期の勤勉手当が0.925月、12月期が0.97

5月と差が発生いたします。本来いずれも6カ月の勤務に応じた手当であることを踏まえまして、令和2年度以降は均等に配分するよう支給割合を改めるものでございます。

次に、3点目の改正といたしまして、職務表のうち5級に認定こども園長を加えるものでございます。

議案参考資料の36、37ページをごらんください。

級別標準職務表の中に認定こども園、下線を引いてございます、こども園の設置に伴いまして認定こども園の園長の職を追加して必要な規定を整備するものでございます。

議案参考資料の27ページにお戻りください。

3の施行期日、施行日でございますが、一部改正条例案のうち給料表の改正につきましては平成31年4月1日にさかのぼって、勤勉手当の改正のうち令和元年分につきましては令和元年12月1日、また勤勉手当の令和2年度分の改正につきましては令和2年4月1日をそれぞれ施行日とするものでございます。

議案第16号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第17号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の27ページ、議案参考資料の39ページをごらんください。

議案第17号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の方で御説明申し上げます。

1の提案の要旨でございますが、本議案は、竹原市職員の給与改定にあわせまして市議会議員の期末手当の支給割合について改めようとするものでございます。

2の改正の内容でございますが、期末手当の年間支給割合を0.05月引き上げるものでございます。内容といたしましては、表の中でございます、まず令和元年度改正分とい

たしまして12月期の期末手当を現行の2.225月から2.275月に0.05月引き上げるものでございます。また、令和2年度の改正といたしまして、令和2年6月の期末手当を現行の2.225月から2.25月に引き上げ、令和2年12月の期末手当を令和元年12月の2.275月から2.25月に引き下げ、それぞれ2.25月となるよう均衡をとるものでございます。

3の施行期日でございます。一部改正条例案のうち、令和元年度分の改正につきましては令和元年12月1日、また令和2年度分につきましては令和2年4月1日とするものでございます。

議案第17号につきましての説明は以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） まず1点目は、この改定による影響額をお聞かせください。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 失礼いたしました。

本案の市議会議員の期末手当の支給割合の影響額でございます。これまでの4.45月から4.5月に改正することによりましての影響額でございますが、議員14名の影響額は28万7,000円を影響額として見込んでおります。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 答えられる範囲でいいのですが、これはちょっと議会側との関わりがあるから執行部として答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

まず、私が理解しているのは、減額した時、厳しい財政状況があるということを前提にして提案されたと思うのですね。それで議会も了承して、私も賛成しましたけれども、しかしそういった条件が、私はまだ厳しい財政事情が解消されたわけではないという認識があります。そういった中で考えると、例えば執行機関として議会の方へ一定の協議なりは、減額するのを継続するかというような協議をされたのかどうかだけをちょっと聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 本案につきましては、特に協議というものは申し上げておりま

せん。といいますのも、今回人事院の勧告でございます。こちらは職員、一般職の国家公務員の給与制度に対する勧告制度でございます。これは、給与改定に際しまして官民の給与格差を解消することを基本に行っており、また国及び地方公共団体の職員の給与の状況を考慮いたしまして改定をしているものでございます。今回の改定につきましても、一般職におきまして期末勤勉手当を改定しようとしております。また、議員については特別職の期末手当、こちらは一般職とのバランスをこれまでも考慮をいたしまして全国の多くの自治体でも一般職員と同水準としていると、こういったことからこれまでもございますが、勧告に伴い同様に改正を行うべきものというふうに考え、提案をさせていただいているものでございます。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第18号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の31ページ、議案参考資料では43ページ、こちらをごらんください。

議案第18号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料で御説明いたします。

1の提案の要旨でございますが、本案は竹原市職員の給与改定にあわせまして、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について改めるものでございます。

2の改正の内容でございますが、期末手当の年間の支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。内容といたしましては、表の方をごらんいただければと思います。まず、令和元年度の改正分といたしまして令和元年12月の期末手当を現行の2.225月から2.275月に0.05月分引き上げるものでございます。また、令和2年度の改正分といたしまして令和2年6月の期末手当を2.225月から2.25月に引き上げ、令和2年12月の期末手当を令和元年12月の2.275月から2.25月に引き下げ、それぞれ2.25月となるよう均衡をとるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和元年度分につきましては令和元年12月1日とし、令和2年度分につきましては令和2年4月1日とするものでございます。

議案第18号の説明については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） この議案についてもそれぞれの市長等影響額についてをお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回の改定に伴う影響額でございます。市長、副市長、教育長の3名でその影響額は10万5,000円が増額となるものでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 先ほどもちょっと質問しましたけれども、人勧といういろいろ説明は私も承知しているつもりですからそこは省略してもらってもいいのですが、特に一般職の場合と特別職の場合には私は違った認識で、我々議会とか市長をはじめそういう特別職の方は、市長、議会は選挙で審判を受けるわけですから、いろんな確かに人勧というのがあるのだけれども、そういういろんなその政治的、政策的な判断でやるべきだと、対応すべきだということも必要ではないかということも述べておきたいと思うのですが、とりわけ今回確認しておきたいのは、市長が提案されているのは、今まで減額した時、この期末手当を人勧は上げなさい、しかし据え置きますよと、下げますよということをやってきた。そこには、先ほど申し上げたような市の厳しい財政事情があるからそういうふうにしたということがあったと思うのですね。ですから、私は先ほど言ったようにこういう厳しい財政状況が今でも続いているというような認識なのですけれども、そういった条件があるにも関わらずこういったもとに戻すというのをなぜされるのかということだけを聞いておきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 先ほど市議会議員のところでも御説明いたしましたが、人事院勧告は一般職員と特別職のバランスを考慮いたしまして実施をするものでございます。職員の給与の減額等につきましては、これとはまた切り離して考えるべきということでござ

いまして、ということで今回についても人事院勧告は速やかに実施をするという観点の中で改定をしようとするものでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） それと、副市長がおられるのだからちょっと聞いておきたいけれども、私が言った質問の分は、人勧はちょっと置いとって、こういったわざわざ前の時に減額というのかそういう措置をとられたのは厳しい財政状況があるからと、そういうことでした。しかし、それは今でもそういった状況が続いているのに、なぜこれを復活させるのかということの説明が副市長、できればお願いしたいと。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

人勧の話が出まして、一般職に準じた形で特別職あるいは市議会議員の期末手当の率もしております。増額の改定以外でも、減額の改定があった時も当然期末、勤勉減額の時もありましたので、それも準じて改定をしているというところでございます。減額の話と人勧は制度ということもございまして、委員の御質問はおそらく減額している中でなぜ人勧の改定をするのかという御質問だと思っております。先ほど申しましたように増額だけの改定ではございませんので、減額の改定も当然それに準じてやってきたということでございます。これまで人勧に準じた措置を行ってきたということでございますので、その点は踏まえて今回もあわせて、減額措置とはちょっと別の形で制度を準じて行っているということで御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

委員（松本 進君） 終わります。

委員長（今田佳男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第35号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の83ページ、議案参考資料の115ページをごらんください。

議案第35号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の方で御説明をいたします。115ページでございます。

1の提案の要旨でございますが、本案は人事院の給与改定に関する勧告等を考慮いたしまして、常勤職員の給料月額等を改正することにあわせまして常勤職員との均衡を図る観点から、令和2年4月1日から導入をいたします会計年度任用職員の給料月額についても同様な改定を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、常勤職員の改定後の給料表における1級及び2級の給料月額を使用することとしております。116ページ以降に掲げております別表第1の給料表のとおり改定をするものでございます。なお、まだこの制度については4月1日の導入ということで、実際には会計年度任用職員というのはまだ任用しておりませんが、人事院勧告がございましたのであらかじめこれを改定しようとするものでございます。

115ページの3の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

議案第35号の説明につきましては以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

山元委員。

委員（山元経穂君） 1点だけ。

これに伴う人件費が減になることはないと思いますので、人件費の増の額を教えてください。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回、まだ制度としてはないのですが、今回の改定額、まだそれぞれの会計年度職員の給与の位置づけというものが4月1日に位置づけるということになります。その上での御回答ということになりますけれども、今回の給与の改定率が0.09%ということでございます。それに合わせますと、これまでの考えておりました報酬月額から上がり幅として約9万円の増額という形になると思います。手当等についてはこれはまた別ということでございますので、報酬の額についてはそのように試算をしております。今の改定後のことになると当初予算ベースということにはなりませんけれども、人数として265名で合計額、これは報酬、手当、共済費、こういったものを含め

ますと4億7,825万5,000円、これが予算上の会計年度任用職員の予算と、人件費ということにしております。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（山元経穂君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第30号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の73ページ、議案参考資料では101ページでございます。こちらをごらんください。

議案第30号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料で御説明申し上げます。

まず、提案の要旨でございますが、本案は市長、副市長及び教育長の給与につきまして、平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間、給料月額を減額する特例措置を引き続き令和3年3月31日まで延長するものでございます。

改正の内容でございます。特別職の給料月額の減額措置を令和3年3月31日まで延長するに当たりまして減額する率は引き続き、市長にあつては15%、副市長にあつては12%、教育長にあつては10%の減額措置を講ずるものでございます。

施行の期日につきましては、公布の日ということでございます。

議案第30号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 先ほどカットの率がちょっとあったものですから、その年間の影響額をちょっとお尋ねしてみたいと。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 失礼いたしました。

減額の効果額についてでございます。市長，副市長，教育長，それぞれ給料，そして期末手当，そして共済費，これらが減額の影響でございます。合計3名で約550万円の影響額があるものと見込んでおります。

以上です。

委員（松本 進君） 終わります。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので，次に参ります。

議案第32号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の77ページ，議案参考資料の107ページをごらんください。

議案第32号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について，その内容を御説明いたします。

議案参考資料の107ページで御説明申し上げます。

まず，提案の要旨でございますが，本案は，職員の給与につきまして令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間，給料月額を減額する特例措置を行うものでございます。

改正の内容でございますが，令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間，行政職給料表におけます職務の級が7級である職員につきまして給料月額を8%減額する特例措置を講ずるものでございます。

施行の期日につきましては，令和2年4月1日からでございます。

議案第32号につきましては以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は。

山元委員。

委員（山元経穂君） これは、実際に行う条例案としては出ていますが、先に採決することになります。実際行う財源措置として、財源措置という言い方が正しいか、予算としては次年度の予算になると思いますので、また予算特別委員会の方でそっちの方は聞きたいと思いますが、こういう話が出てくると、当然、今本市が進めている財政健全化計画と切って離せない話になってくると思いますが、その辺の人件費の削減についての今の本市の認識と、それとちょっと関連して余り議案から外れない程度で答弁していただきたいと思うのですが、昨年12月にも全員協議会の中で今年度の人件費の削減目標ということにもちょっと触れさせてもらって、残りまだ3カ月あるというような話もさせていただいたと思うのですが、そこも含めてまだ今日が2月20日、あと40日あるわけですね。今年度の見込みというところもあわせて人件費の削減についてどのような認識か、一言で言ったら、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） まず、今回の7級の職員の効果額でございますが約1,900万円というふうに見込んでおります。当初の財政健全計画の計画上では、まだそれが不足する状況でございます。削減目標を達成するための施策というものは当然進めているところでございまして、関係団体等の協議を進めている中で達成に向けて調整をしているところでございます。当然達成に向けて調整ということでの回答とさせていただきます。お願いいたします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 予特もあるのでこれ以上、この質問以上には聞かないことにしますが、施策としても結局は今課長も答弁されたふうに交渉以外の道としかないわけですね、市職労さんとの。その辺をどう行っていくのか、どう現実性を担保していくのかということだけ聞いて、この質問はやめておきます。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 職員団体のお話が出ましたけれども、今回の中で職員の給与の減額というところでございます。まず、職員団体の方には財政健全化及び給与の適正化に向けた削減額、また改善案について提示をしているところでございまして現在調整中であるところでございます。内容につきましては、財政健全化計画を達成するために給与調整による案を提示しているところでございます。当然、本年以上の調整率が必要であるとい

うふうに考えております。また、職員の定数等もあわせて計画目標の達成を目指すものでございます。

以上です。

委員（山元経穂君） はい、よろしいです。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと確認を含めてお聞きしたいのは、先ほど7級の8%カット、減額ということでしたが、効果額が1,900万円ということでした。それで、一つ課長級以上というふうに私理解していたのですが、何人対象になるのかをちょっとまずお聞きしたいというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 対象者でございます。対象者は7級の職、いわゆる部長、参事、課長、主査の職務が市長部局で主なこういった職務になります。今回の対象者につきましては、予算上ではございますが30名での効果額というふうに算出しております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一点だけお聞きしたいのは、いろいろ行財政改革でがっとう人件費を削減するのをやってこられたし、今回も提案されているのだけれども、ちょっと我々特別職の立場と違って、課長といえどもいろいろ生活に係る大きな比重は占めているので8%というのは大きな金額になりますよね。ですから、そこに1つの財政再建という考え方もあるのでしょうか、これだけ負担を強いるということに対して職員の生活、そういった面をどのように認識されているのかなというふうにちょっと考えを聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） ちょっと待ってくださいね。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 職員の生活ということでございましたが、やはり本市の厳しい財政状況の中にありまして持続可能な財政構造を確立していくために身を切る思い、当然事務事業の見直しを行う中であって市民の理解を得られる制度とするということでは何とか健全化を達成したいということでの措置であります。その率については大変厳しい率もあるかもしれませんが、それに向けて何とか頑張っていこうということでの率であるということで御理解いただければと思います。

委員（松本 進君） 終わります。

委員長（今田佳男君） 副委員長。

副委員長（下垣内和春君） 済みません。ちょっと1つだけ質問させていただきます。

今、課長の答弁の中に、今当然財政健全化の中で関係団体と交渉しているという話ありました。理事者側もその中で提示をしているということも言われました。その提示された内容について、わかる範囲で説明できれば説明をしていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今現在、職員団体の方と調整をしておりますその内容につきましてでございますが、まずは職員の給料月額につきましては、7級職につきましては先ほど8%ということで申し上げましたけれども、給料表の6級及び5級の職員については給料月額の6%、給料表4級から1級の職員につきましては給料月額の4%、こちらを提案させていただいております。そのほか旅費日当制度についても見直しが必要であるということ、そして本市の給与制度が高い、いわゆるラスパイレスでございますが、高いそういうものを改善に向けまして、令和3年1月の定期昇給の実施見送りでありますとか初任給の見直し、こういったものを職員団体の方には提案させていただいているところでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第36号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第4号）及び議案第38号令和元年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、お手元にお配りをいたしております令和元年度2月補正予算案の概要に基づきまして御説明をさせていただければと思います。

まず、このたびの補正予算案につきましては、文部科学省が打ち出しましたGIGAスクール構想に伴う校内通信ネットワークシステムの構築に必要な予算を計上するとともに、人件費並びに入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算額を見込む中での過不足のほぼ全款にわたる調整が主な内容となっております。

ます。

歳入歳出予算の総額に669万3,000円を減額し、総額を136億7,553万4,000円とするとともに、繰越明許費の上限額と地方債の追加及び変更、また債務負担行為の追加を行う内容となっております。

歳出予算の補正内容につきましては、追加計上を行うものが、議会費、総務費、教育費、減額を行うものが、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費となっております。その個別の具体的な内容につきましては、3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きください。

まず、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算見込みに基づく精算など、令和元年度の事業執行見込み等を踏まえた予算整理に係る各種経費の補正につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、ほぼ全款にわたり調整を行っていることからかなりのボリュームとなっておりますので、増減幅の大きい事業のみの説明とさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、増額となるものにつきまして、人件費の補正でございます。3級から6級までの職員給与の調整並びに人事院勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整を行っております。あわせまして、当初予算に未計上でありました災害派遣職員経費を追加いたしております。続きまして、認定こども園等に要する経費につきましては、私立こども園利用園児数が当初見込みより増加したことから、また児童扶養手当支給に要する経費につきましては、支給対象者数が当初の見込みを上回ったため、それぞれ不足が見込まれる額を追加するものでございます。

続きまして、減額となるものにつきまして、生活保護各扶助に要する経費につきましては、医療扶助のうち入院者数が当初の見込みを下回ったため、続いて公共土木施設災害復旧に要する経費につきましては、令和2年度に繰越事業及び令和元年度で完了する事業を除き、令和2年度に予算計上するため減額をいたしております。新開土地区画整理事業に要する経費につきましては、特定財源であります県支出金の減額交付決定に伴う事業量の調整などにより、それぞれ不用となる予算を減額するものでございます。

続きまして、下段となります土木費、橋梁維持改修に要する経費につきまして、橋梁維持補修工事費3,300万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、地域の道路網の安全性、信頼性を確保するため、国の補正予算に呼応し、補修工事を実施するものであります。実施箇所につきましては、中央5丁目の本渡橋、西野町の中央橋で腐

食した鋼部材の塗装を行うものであります。あわせて、必要とする工期が来年度にわたることから繰越を行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を1,815万円、地方債を1,480万円充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、4ページをお開きください。

土木費、交通安全施設整備に要する経費について、未就学児交通安全対策事業1,300万円を追加計上するものであります。内容につきましては、未就学児が日常に集団で移動する経路を中心にこれまでに実施をいたしておりました安全点検に基づき、国の補正予算に呼応し、交通安全対策工事を実施するものであります。実施場所は、たけのこども園、竹原こども園、東野保育所周辺で、それぞれ外側線、カラー舗装、防護柵の設置等を実施することといたしております。あわせまして、必要とする工期が来年度にわたることから繰越を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の2分の1充当し、残りを地方債とするものでございます。

続きまして、教育費、施設整備に要する経費について、通信ネットワーク整備事業2億7,006万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想の実現に向け、当該構想に対応した各小中学校及び義務教育学校の構内の通信ネットワーク環境の整備を行うものであります。工事内容につきましては、校内の配線工事及びルーター等の機器の設置となっております。今後は、国が示したロードマップによりまして端末を数年かけ順次整備していくこととなりますが、今回はその利用の前提となる通信環境の整備を行うものでございます。また、必要とする工期が来年度にわたることから、あわせて繰越を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を1億3,503万円、地方債を1億3,490万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、1ページにお戻りください。

歳入の予算説明をいたします。

市税につきましては、個人市民税について納税義務者が当初見込みを上回ったこと、また固定資産税について大規模償却資産が当初見込みを上回ったことなどにより、6,888万2,000円を追加計上いたしております。

続いて、利子割交付金から地方特例交付金までの歳入につきましては、広島県からの通知等に基づき、それぞれ追加または減額の調整を行っております。地方交付税につきましては、算定による交付基準額が見込みを上回ったことによる普通交付税の増加が見込まれ

るため、407万4,000円増額いたしております。分担金及び負担金につきましては、事業の決算見込み等によりまして当初見込みを下回ったことから202万円を減額いたしております。国庫支出金及び県支出金については、歳出予算の補正に合わせ、それぞれ追加または減額をいたしております。

4行ほど飛ばしていただきまして20番目にあります諸収入につきましては、決算見込みによる増減の調整により、249万7,000円を減額いたしております。市債につきましては、交通安全対策事業債、小中学校施設整備事業債、歳入欠陥債、調整債の追加に加え、歳出予算の補正に合わせ、それぞれ追加または減額し、合計で3,540万2,000円減額をいたしております。

少し戻っていただきまして18番目にあります繰入金においては、各種事業の執行状況に合わせ、特目基金からの繰入を減額し、貸付資金特別会計からの繰入金を追加計上いたしております。財政調整基金につきましては、8,449万8,000円の減額をすることで収支の均衡を図っているものでございます。

次に、8ページをお開きください。一番最後のページとなります。

繰越明許費について御説明を申し上げます。

追加分のうち、土木費、橋梁維持改修事業、未就学児交通安全対策事業、教育費通信ネットワーク整備事業につきましては、歳出予算のところで説明をいたしましたので省略をさせていただきます。まず追加について、農林水産業費におきましては、緊急自然災害防止対策事業について災害復旧に係る需要の増によりまして必要とする工期が確保できないため繰り越すものでございます。商工費におきましては、プレミアム商品券の使用期限を3月31日としており、使用済み商品券の換金業務期間を確保するため繰り越すものでございます。土木費におきましては、緊急自然災害防止対策事業については災害復旧に係る需要の増により必要とする工期が確保できないため繰り越すものでございます。県営事業道路改良事業、県営事業港湾整備事業、県営事業急傾斜地崩壊対策事業については、広島県が事業費を繰り越したことに伴い、その負担金を繰り越すものでございます。

次に、変更につきましては、災害復旧費、平成30年公共土木施設災害復旧事業及び平成30年農林水産施設災害復旧事業については、災害復旧に係る需要の増により年度内に完了が見込めないため、金額を変更し、繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。

議会だより印刷に要する経費、コピー用紙購入に要する経費、広報印刷に要する経費、

水質・降下ばいじん検査業務に要する経費，指定ごみ袋作成配送業務に要する経費，校務用グループウェアに要する経費につきましては，4月1日から業務委託契約を行うため，今年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。漁業災害特別対策資金利子補給につきましては，漁業経営及び漁業の再生産に必要な資金，天災資金の融資限度額を超えるもの，その他漁業経営の維持に必要な資金を借り受けた漁業者に対し，償還の際の利子補給を行うものでございまして，令和元年にカキの生育不良により損失を受け，資金の借り受けを行った漁業者に対し利子補給を行うため，債務負担の追加を行うものでございます。黒滝ホーム指定管理料につきましては，消費税引き上げに伴う老人保護措置費増額に伴い，債務負担行為の変更を行うものでございます。

以上が一般会計補正予算案の説明となります。

続きまして，貸付資金特別会計補正予算案について説明をいたします。

資料の5ページをお開きください。

補正予算案の概要といたしましては，決算見込みに基づく精算を行うものが主な内容となっており，歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万円を追加し，総額を820万円とするものでございます。

まず，歳出につきまして，歳出予算について御説明をいたします。

貸付金，一般事務に要する経費として，一般会計繰出金582万円の追加計上を行うものですが，これにつきましては最終的な収支の均衡を図るため計上をいたしているものでございます。貸付金に要する経費につきまして，竹原市奨学金など496万円の減額を行っておりますが，これにつきましては，決算見込みに基づき，不用となる予算を減額するものでございます。

続いて，2ページをお開きください。

歳入でございます。

諸収入といたしまして，奨学資金貸付金及び就学支度金貸付金の償還金について，決算見込みに基づき，合計で86万円を追加計上いたしております。

以上が貸付資金特別会計の補正予算案となります。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより一括して質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 3点あるのですが、まず1点目、先ほど市税の歳入で6,800万円余り強を増加ということで特に個人市民税のところが増収になっていますよね、1,890万円余り。何かそのさっき納税者が増えたという説明があったものですから、この1,890万円増えた額の納税者は何人ぐらい増えたのかということをお尋ねしておきたいのと、固定資産税の……。

委員長（今田佳男君） ちょっと一応そこで一回。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） お答えいたします。

納税者数の増ということで決算見込みによりまして323人増加というふうに見込んでいるところでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） あと追加で固定資産税の増収の要因をちょっとお知らせください。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 固定資産税につきましては、主には償却資産ということで大規模事業者の償却資産の申告によりまして当初予算で見込んでおった額よりも増加をいたしたということで御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 4,900万円ほぼ1つの大規模事業者という理解でよろしいのですか。そこをちょっと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 1つではございませんで複数を合計してということで、大規模事業者ということでおおむね御想像のとおりということではあるんですが、細かい金額というのはちょっとここで申し上げられませんが、主には電源開発でありますとかジェイペックとかそういったところが主な事業所ということにはなろうかというふうに思っています。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 次は、先ほどの市債の説明の分で歳入欠陥債というのがちょっとありまして、そこは金額が10万円なのですけれども、これが豪雨災害だったかな、何かそういう豪雨災害に関わっての歳入欠陥債という説明があつて10万円なのですが、これは

やっぱり市が一応発行して借り入れて、あと全額補填があるのかどうかをちょっと確認したいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらおっしゃいますとおり、これ、災害に伴いまして固定資産税の減免でありますとか保育料の減免を行っているものに対して本来入ってくるべき歳入の補填ということで今回歳入欠陥債を計上いたしております。こちら、交付税として約47%交付税措置がされるというような形となっております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後にしますけど、プレミアム商品券の事業の繰越というのがありました。これでちょっと聞きたかったのは、前に説明があった時に対象が何人かおられて、その利用率といいますか申請の方がちょっと少ないというふうに私は記憶していたのですけれども、それで実際ここで聞きたいのは、対象者は何人ぐらいおられて、申請された実績は何人になるのかをちょっと聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、対象者、これまず住民税非課税者の申請ということで、こちらにつきましては対象者が5,404人、そのうち申請者が2,530人ということで、率といたしましては46.82%ということとなっております。また、3歳半未満児の児童は430人ということで、これは申請が不要ということでございますので、申請率という、どれだけ実際に購入されたかということについてはちょっと不明ということで御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今の、ちょっと最後にしたいのですが、さっき言った住民税非課税の方の対象者と申請しなくてはいけませんからちょっと利用率が低いといいますかね、そういう意味では何か市として周知徹底なり、この特別な、前に低かったものでそれから余り変わっていないのかなと思うので、その周知徹底の工夫といいますか、何か改善が特別にされたのがありましたらちょっと聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 申しわけない、済みません。ちょっとそこは私自身が把握いたしておりませんので、申しわけございません。済みません。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

委員（松本 進君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） G I G Aスクールのこと、通信ネットワーク整備事業のことなのですけれども、これに学校用備品というのが教育費の中に入っているのですけれども、これは国の方の補正とするといわゆる通信ネットワークを一体的に高速大容量を整備するということが原則であって、それに伴う学校用備品というのがちょっとよく理解できないのですけど。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらの備品というものが、主には通信ネットワークシステムに必要な備品ということで、端的に言えばルーターの購入費というようなことで御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） これは多分2年間ですかね、文部科学省においては元年度の補正を繰り越して令和2年度の事業として実施する場合は有利な財源だということの理解でよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃるとおり、今回の補正予算で計上させていただいたのは、そういった元年度の補正予算で国の補正に移行した形で今回補正を上げれば、起債とかそういった部分で若干有利となるということで今回計上させていただいているものでございます。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで説明員入れ替えを行います。

総務企画部は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

一旦休憩いたします。

再開は11時15分ということでお願いいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時13分 再開

委員長（今田佳男君） それでは、再開いたします。

議案第21号久保谷奨学金基金条例の一部を改正する条例案から議案第29号アヲハタ奨学金基金条例の一部を改正する条例案の4議案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 議案第21号久保谷奨学金基金条例の一部を改正する条例案，議案第24号竹原市奨学金基金条例の一部を改正する条例案，議案第26号中国生コンクリート奨学金基金条例の一部を改正する条例案について，関連がありますので一括して御説明をいたします。

本市においては，これまで独自基金を設けて大学等進学時における無利子奨学金貸付制度を運用してまいりました。令和2年度から施行される国の高等教育就学支援制度の拡充により，本市の奨学金貸付制度の利用が低下されることが予想され，利用促進や奨学金基金のさらなる有効活用が求められております。このため，基金の設置目的である奨学に資する貸し付けのほか，運用上支障がない範囲において定住や教育振興等の施策にも基金の一部が活用できるよう条例の改正を行うものでございます。

まず，議案第21号久保谷奨学金基金条例の一部を改正する条例案を説明いたします。

議案は43ページでございます。

議案参考資料65ページをごらんください。

今回，この3つの基金を本市の将来を支える社会的有為の人材を育成するために実施する事業に充当できるよう設置目的を見直すとともに，処分に関する規定を新たに設けるものでございます。

議案参考資料67ページ，久保谷奨学金基金条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

設置及び目的につきまして，改正後の第1条第1項に優秀な学徒であって経済的理由により学校教育法に規定する大学，高等専門学校，専修学校への就学が困難な者に対し，学資を貸与する事業としたこれまでの奨学金の事業を第1項とし，第2項に児童生徒及び青少年を対象とした本市の将来を支える社会的有為の人材を育成するために実施する事業を加え，定住施策や教育振興施策の財源として基金の一部を充当できるように規定するものです。第2条の基金の額につきましては，これまで貸与，返還により変動していた原資の額を表記していたものを寄附者の好意により寄附された資金及び第4条の規定により基金

に編入された運用益金の額の合計とするに改めるものです。なお、第4条の規定につきましては、基金の運用益をこの基金に編入すると規定されているものでございます。また、第6条に第1条第2項の事業を実施する場合に限り予算の定めるところにより処分することができるとし、処分について新たに規定を設けるものでございます。

次に、議案参考資料79ページ、竹原市奨学金基金条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

設置及び目的と基金の額、処分については、久保谷奨学金基金と同様の改正でございますが、基金の額の原資額表記を改めることとあわせて、一定額1,000万円以上の寄附があった場合、基金の額を改める規定を削除いたします。

続いて、議案参考資料85ページ、中国生コンクリート奨学金基金条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

こちらにつきましても、設置及び目的と基金の額、処分につきましては、同様の改正でございます。基金の額の原資額表記を改めることとあわせて、一定額1,000万円以上の寄附があった場合、基金の額を改める規定を削除いたします。

これらの改正により、これまでの奨学金制度を維持しつつ、未来の人材育成推進事業に対する財源を確保し、事業を行うこととするものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第29号アヲハタ奨学金基金条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案の方は71ページでございます。

議案参考資料99ページで御説明をいたします。

アヲハタ奨学金基金につきましては、基金を設置した平成13年当初から給付型の奨学金として経済的理由により大学への就学が困難な方に対しての制度として運用してまいりました。今後も、これまでどおりの給付型の奨学金として事業を行ってまいります。今回の改正は、先ほど説明した3つの条例改正と表記をそろえるための改正でございます。事業実施に伴い基金の額が変動することを踏まえ、基金の額の表記を改めるものです。

議案参考資料100ページの新旧対照表をごらんください。

第2条基金の額につきまして、寄附者の好意により寄附された資金及び第4条の規定により基金に編入された運用益金の額の合計の範囲内とするに改め、同条第3項ただし書きを削除するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日としております。

以上です。

委員長（今田佳男君） これより一括して質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手にて一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今の説明でそれぞれ寄附者の意思といたしますかね、これまで相当大きな役割を果たされてきたので、中国生コンとか久保谷とかアヲハタ奨学金等のそういった寄附者の意思は今後存続させる、継続されるというか、これを大前提にしてもらいたいというのがあるのですけども、それとこの内容を見ると、例えば中国生コンの基金が1億円にするとかこの条例で書いています。あとアヲハタ、これは給付型ですけれども、久保谷が5,000万円で月3万円の貸与とか、それぞれこういった積極的な役割があって、先ほどやっぱり制度を残してほしいということを前提にしながら、ちょっと私が気になるのは、この新しい制度の関係で詳しく説明がないわけですけれども、新しい竹原市のための人材育成をするということで新しい制度をつくるという、これ、新年度予算に関わる内容ですけれども、そこがちょっと白紙になっているのが気になるわけでありまして。それで、聞きたいのは今の3つの久保谷、中生、アヲハタ等との利用状況がどのくらいという現状なのか、それとここまでは崩しても継続できるよという、その考えがあればちょっと教えてほしいと。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） まず、利用状況についてでございます。

現在、令和元年度につきましては、基金の奨学金につきましては財源としては3つに分けて管理しておりますけど一括して申し込みをいただいておりますので、久保谷奨学金基金、竹原市奨学金基金、中国生コンの基金、それぞれ合計で基金の貸し付けの合計が令和元年度は6名ございました。アヲハタ奨学金基金、給付型でございますが、これは毎年2名ということで今年度も2名ということで実績がございます。あと、取り崩しても大丈夫な財源につきましてはですが、現在原資額がそれぞれ1,000万円、5,000万円、1億円とございました。合計で1億6,000万円、その約半分は取り崩しても、この事業に使わせてもらっても大丈夫、これまでの奨学金基金の制度は維持しながらということは担保できる額が7,000万円、ただ7,000万円全部というのを使うという想定も危険なのかもしれないので5,000万円程度、その部分は使えるかなということで考え

ています。また、事業としては2つございまして、グローバル化推進の方につきましては運用益の部分、原資と運用益を加えたその差額約5,000万円を充てても大丈夫かなという想定で考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと関連があるのが新年度予算との、今金額の分をここまで崩しても大丈夫かなという想定が話があったのですが、これ、新年度予算どこまで触れていいのかわかりにくいのですが、私は、例えば新しいこの条件つき奨学金制度を来年度末から対応できるということですから、その時気になるのは、来年度末以降を対象にこういった給付奨学金を免除する、給付奨学金を返さなくてはいけない、そういった対象者が何人ぐらいずっと出るのかなというのと、竹原市へ帰ってきた人は免除するということの仕組みでしょうから、確かにいろんな竹原市の雇用とか働く場がないとなかなか帰りたくても帰れないという現実もあるわけですから、一つはそういった制度を条件つき奨学金、その新しい制度を設けて免除しますよと、竹原に帰ってくれたら免除しますよというのが一定の対象者と、何人ぐらいそこで実際に使うかなということの想定と、あとはその原資の枯渇の問題が気になるわけですが、そこらはこれだけでは不足している財源も投入せざるを得ないのかなということがちょっと心配なのですが、どこまで話せる範囲で……。

委員長（今田佳男君） 原資のことに、そういうことで心配されているということなので、そこで。

教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 先ほどの課長の説明に補足となりますけど、原資が今1億6,000万円、3基金でございます。その半分については従来どおりこの貸付基金として運用していくと。ですから、名称も含めて半分に基金が減った時点では一度立ちどまって見直さなくてはいけないというふうに我々も考えています。原資の残り半分は、今委員の方からも御質問がありました今後新たにつくっていきます条件付きの償還免除の基金に充てていくと。今現在その原資1億6,000万円以上、2億1,000万円の基金残高がございますので、これは数字上でございます、その5,000万円の差は運用益ということで前回月例の常任委員会でも御説明させていただき、その運用益については今課長が御説明しましたように教育振興の方に充てていくと。ですから、この原資がなくな

れば当然教育振興施策への充当も財源がなくなるわけでございますので、そこについては一度立ちどまって見直しをかけていくと。当初予算の方に関わってくるのですけれども、例えば新年度予算で申し上げますと、全額をこの基金の方からの取り崩しを見込んでおりません。といいますのが、ふるさと納税等で地域振興基金等に積み立てられている基金の方からいわゆる新年度の教育振興を目玉事業ということで地域振興基金の方からも繰り入れをされておりますので、これは一定に財政判断になろうと思っておりますので、我々としてはまずはこの基金の条例改正を通していただいた後に予算化をして、充てていく事業もこういった委員会であり議会に御報告をしながら取り崩していくということで、まず御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。今、取り崩しについては議会に報告しながらということ。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それでは委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。

委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

委員長（今田佳男君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申し出がある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

よろしいですか。質疑なしということでよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

10分後再開ということで、11時40分で再開いたします。

暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時37分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順にとり行ってまいります。

議案第14号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第14号に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 私は、この議案第14号に賛成いたします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号竹原市公告式条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第17号に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第18号に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号久保谷奨学金基金条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号竹原市奨学金基金条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議案第26号中国生コンクリート奨学金基金条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号アヲハタ奨学金基金条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議案第32号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第32号に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 私は、議案第32号に賛成いたします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号令和元年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会の付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

議事の都合により暫時休憩します。

説明員は退室お願いいたします。ありがとうございました。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、閉会中の継続審査の申出についてであります。次回までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の方で継続審査、調査について御意見があれば伺わせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

発言ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他、委員の方から何かありましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時47分 閉会